# トラベル・スタンダード・ジャパン 募集型企画旅行条件書（フライ＆クルーズ対応）

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。
この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の5 に定めるところの契約書面の一部となります。

１．募集型企画旅行契約

(1)この旅行はトラベル・スタンダード・ジャパン株式会社（観光庁長官登録旅行業１９４９号）（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行 であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅 行契約」といいます。）を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、トラベル・スタンダード・ジャパン ホームページ（以下「ホームページ」といいます）、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社特定約款」といいます。）によりま す。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを 引き受けます。

**２．旅行の申込み**

(1)当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、次表に記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金（おひとり）申込金（おひとり）
・50 万円以上 10 万円以上旅行代金まで
・30 万円以上 50 万円未満 5 万円以上旅行代金まで
・15 万円以上 30 万円未満 3 万円以上旅行代金まで
・10 万円以上 15 万円未満 2 万円以上旅行代金まで
・10 万円未満 旅行代金の 20%以上旅行代金まで

(2)当社らは電話、電子メール及びファクシミリその他の通信手段による旅行契 約の予約申し込みを受付けます。予約の時点では契約は成立しておらず、当 社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して３日以内に旅行申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3)旅行契約は、申込金を当社らが受領したときに成立いたします

**３．申込条件**

(1)20 歳未満の方は法定代理人(親権者など)の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行が必要です。 (2)a.身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d.
補助犬使用の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします

(3)特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

(5)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。

(6) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

(9) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

**４．旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し**

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を通知し、その通知がお客様に到達し、第 2 項(2)及び第 6項の旅行申込金及び旅行代金を決済したときに成立するものとします。

(2)当社は本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はホームペ ージ上の表示、本旅行条件書により構成されます。

(3)当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによります。

(4)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。

a.当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る 旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

b.当社は契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

c.当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者と みなします。

**５．確定書面（最終旅行日程表）**

第 4 項（2）の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始の前日までにお渡しいたします。（原則として旅行契約日の 10 日後にはお渡しするよう努力いたします。）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送、電子メールを含みます。

**６．旅行代金のお支払い期日**

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

**７．基準旅行代金**

「基準旅行代金」とは、募集広告又はホームページ上で「旅行代金として表示した金額」をいいます。この基準旅行代金は、第 14 項(1)の「取消料」、第１６項の「違約料」、および第 23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

**８．子供代金と幼児代金**

子供代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 歳以上 12 歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行終了日当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。

**９．旅行代金に含まれるもの**

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃料金。また、契約書面内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2)旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金

(3)お１人様につきスーツケース等１個の受託手荷物運搬料金（それぞれに荷物３辺（縦・横・高さ）の合計が 157㎝ 以内、かつ荷物の重量合計が 20㎏ を超えないこと）手荷物の運送は当該運送機関が行ないます。

(4) パンフレット等で燃油サーチャージ込みと明記したコースの燃油サーチャージ。該当コースについては、運送機関の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

**10. 旅行代金に含まれないもの**

第 10 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。 (1)旅行日程表に明示していない空港（埠頭、駅）と宿泊施設間の移動交通費用 (2)超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分） (3)クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その
他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料 (4)傷害、疾病に関する医療費傷害、疾病に関する医療費 (5)渡航手続関係諸経費（旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航
手続代行に対する旅行業務取扱料金等。）

(6) 運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)
※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(1)のコースの燃油サーチャージは除きます)。

(7)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等 (8)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料 (9)日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税

(10)希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

(11)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

**11. 旅行契約内容の変更** 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦 乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初 の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が 生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないとき は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び 当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅 行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。た だし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

**12. 旅行代金の額の変更** 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。 (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定さ
れる程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減 額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金 を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)第 12 項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。（費用の増加が運送、 宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）

(4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ上に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、ホームページ上に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。たとえば、複数でお申し込みいただいたお客様の一方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

(5)日本国内の空港からパンフレット等に記載した出発空港への区間を、パンフレット等に記載した追加代金等で利用する場合、その運賃。

**13. お客様の解除権**

(1)お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。〈表〉取消料本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース（貸切り航空機を利用するコースを除きます。）

**ー 海外旅行に係る取消料**

■取消料のご案内
カーニバルイマジネーション号利用のバハマメキシコクルーズ 3 泊，4 泊クルーズ ※当コースはフライ＆クルーズの適用となる為通常コースとは取消料が異なります。
＜取消料＞
旅行開始の前日から起算して遡って 61 日前まで…無料
旅行開始の前日から起算して遡って 60～46 日前…予約金相当
旅行開始の前日から起算して遡って 45～30 日前…旅行代金の 25%+港税
旅行開始の前日から起算して遡って 29～15 日前…旅行代金の 37.5%+港税
旅行開始前日から起算して遡って 14～当日まで…旅行代金の 50%+港税
出発時刻以降，または無連絡不参加 旅行代金の 100%

(2)本項（1）にかかわらず、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料によります。

(3)お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。a.第 12 項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第 23 項の 表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。b.第 13 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。 c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。 d.当社らがお客様に対し、第 6 項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。

e.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行 の実施が不可能となったとき。

(4)当社らは、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いい ただいている旅行代金から所定の取消料を差引いた残額を払戻します。また本 項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅 行代金全額を払戻します。

(5)開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。 (6)お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項（1） (2) の取消料を支払うこ となく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除する ことができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生す る取消料、違約料等を差し引いた金額を払い戻します。

**14. 当社の解除権 旅行開始前の解除**

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

a.お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b.お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるお それがあると認められるとき。

d.お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 e.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

**15. 当社の解除権 旅行開始後の解除**

「旅行開始後」とは下記のとおりとします。
①添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時。
②添乗員等による受付が行われない場合で、最初の運送サービスが航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物検査等の完了時。
③②の場合において、お客様のご都合により旅行当日に手荷物検査等の受付終了時刻に間に合わなかった場合は、受付が不可能になった時点（チェックインカウンターの受付締切時刻など）以降を「旅行開始後」とみなします。

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

a.お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えら れないとき。

b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅 迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げ るとき。

c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となっ たとき。

d.上記(3)の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能にな ったとき。

(2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様 との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既 に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がな されたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかっ た旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、 又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。 この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅 行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い 又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて 払い戻します。

(3)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

**16. 旅行代金の払い戻し**

当社は、第 13 項の規定により旅行代金が減額された場合又は第 14、15、16 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、第 16 項(1)において旅行契約が解除されたときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

**17. 契約解除後の復路手配**

当社は、第 14 項の(1)の 1.又は 3.の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

**18. 当社の指示** お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくとき は、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます

**19. 添乗員**

添乗員の同行はいたしません。

**20. 当社の責任及び免責事項**

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本 項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更、もしくは旅行の中止
b.運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害 c.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
d.日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又は これらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
e.自由行動中の事故 f.食中毒
g.盗難 h.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによっ て生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
i.その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お 1 人につき 15 万円を限度（ただし、一個又は一対についての限度は 10 万円。故意又は重過失がある場合を除く。）として賠償します。

**21. 特別補償**

(1)当社は、第 21 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円、携行品にかかる損害補償金（15 万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

(2)当社が第21項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプショナルツアー）のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

(4)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

**22. 旅程保証**

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の A.B.C.に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得 た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

a.次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

(a)旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 (b)戦乱

(c)暴動

(d)官公署の命令 (e)欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (f)遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

(g)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

b.第 14 項から第 16 項間での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

c.ホームページ上で明示した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1名に対して 1募集型企画旅行につき、旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第8項の「基準旅行代金」となります。

(3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 20 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。

(4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の表

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率(%) | |
|---|---|---|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日 の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。） | 1.0 | 2.0 |
| 四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名 の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空 港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間にお ける直行便の乗継便又は経由便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の 変更 | 1.0 | 2.0 |
| 八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一 泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を 伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の 中で複数生じた場合で あっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

注七 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

**23. お客様の責任**

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

**24. お客様の交替**

(1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（おー人様につき 10,000 円）とともに当社らに提出していただきます。（既に航空券を発行している場合には、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。

(2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

**25. お客様が出発までに実施する事項**

(1)旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。）

a.旅券（パスポート）：旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満 たす旅券が必要です。

b.査証（ビザ）：旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。現 在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要 な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等 はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金 を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続きの一部代行を行 います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査 証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

(2)保健衛生について：渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」（http://www.forth.go.jp/）でご確認ください。

(3)海外危険情報について：渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。 また、外務省「外務省海外安全ホームページ」（http://www.pubanzen.mofa.go.jp）でもご確認ください。

**26. 個人情報の取扱い**

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲で利用させていただきます。※このほか、当社では、1.当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3.アンケートのお願い。4.特典サービスの提供。5.統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号 又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の 範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容等のご 案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくこと があります。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱 管理者の氏名については、当社のホームページ（プライバシーポリシー）をご 参照ください。(3)当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当 社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この 場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。な お、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、販売店 宛て、「最終旅行日程表」受け取り時までにお申出下さい。

**27. その他**

(1)海外旅行保険病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等 を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを お勧めします。海外旅行保険については販売店の係員にお問い合わせください。

(2)お買い物案内お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港にて手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3)マイレージサービス当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会 社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに 関わるお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サ ービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第 21 項(1)ならびに第 23 項(1)の責任を負いません。

（注）第 21 項当社の責任及び免責事項 第 23 項旅程保証 (4)事故等のお申出旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。） (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港（国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港）を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。

(6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

**28. 募集型企画旅行契約約款について** この条件に定めない事項は標準旅行 業約款（募集型企画旅行契約の部）により ます。当社の旅行業約款をご希望 の方は、当社にご請求ください。当社旅行業 約款は、当社ホームページ（約款・旅行条件書）からもご覧になれます。

**29. ご旅行条件の基準**

この旅行条件は 2014 年 1 月 1 日を基準としています。

**■旅行代金の返金に関するご注意**

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせて頂きます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせて頂きます。予めご了承下さい。